

議案第 1 号

野田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について

野田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年11月30日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(野田市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 野田市税賦課徴収条例（昭和25年野田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第11条中「及び第2号」を「、第2号及び第5号」に、「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加え、同条第2号中「第33条の7第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）、」を削り、同条第3号中「第33条の7第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、」を削り、同条に次の2号を加える。

(5) 第33条の7第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第33条の7第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

第33条の2第1項中「規定によって」を「規定により」に、「においては」を「には」に、「次項」を「この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第2項中「次項」の次に「及び第4項」を加え、同条第3項中「変更し」を「変更し、」に、「から第1項」を「から同項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるも

のに限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。) をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したとき(限る。)は、その追徴すべき不足税額(当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。)については、次に掲げる期間(令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を滞納金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 第30条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間
- (2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日(当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第33条の7第3項及び第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第

48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間)
- (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

第34条第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあっては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)

を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間）
- (2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

附則第4条を次のように改める。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第4条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第26条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

附則第20条の5第1項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第1号中「附則第20条の5第1項」を「附則第20条の6第1項」に改め、同項第2号中「、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項」を「並びに附則第5条第1項、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項」に、「附則第20条の5第1項」を「附則第20条の6第1項」に改め、同項第3号中「附則第20条の5第1項」を「附則第20条の6第1項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」を「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」に改め、同項第4号中「附則第20条の5第1項」を「附則第20条の6第1項」に改め、同条第3項中

「第25条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第5項第1号中「附則第20条の5第3項」を「附則第20条の6第3項後段」に改め、同項第2号中「、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項」を「並びに附則第5条第1項、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項」に、「附則第20条の5第3項」を「附則第20条の6第3項後段」に改め、「、第26条の8第1項中「第25条第4項」とあるのは「附則第20条の5第4項」と」を削り、同項第3号中「附則第20条の5第3項」を「附則第20条の6第3項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第4号中「附則第20条の5第3項」を「附則第20条の6第3項後段」に改め、同条第6項中「附則第20条の5第3項」を「附則第20条の6第3項前段」に改め、同条を附則第20条の6とし、附則第20条の4の次に次の1条を加える。

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第20条の5 所得割の納稅義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第25条及び第26条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第26条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第26条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とある

のは、「総所得金額、附則第20条の5第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。

- (2) 第26条の5から第26条の7まで、第26条の8第1項並びに附則第5条第1項、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項前段、第26条の7、第26条の8第1項並びに附則第5条第1項、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の5第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第27条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の5第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。
- (4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の5第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の5第1項の規定による市民税の所得割

の額」とする。

- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第25条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第26条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第26条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。
- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第28条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第28条の3第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。
- 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
  - (1) 第26条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の5第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。
  - (2) 第26条の5から第26条の7まで、第26条の8第1項並びに附則第5条第1項、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の5第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、

第26条の6第1項前段、第26条の7、第26条の8第1項並びに附則第5条第1項、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の5第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の5第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

- (3) 第27条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の5第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。
- (4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の5第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の5第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

（野田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 野田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成27年条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第7項中「、新条例」を「、野田市税賦課徴収条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め、同項の表第11条第3号の項中「第33条の7第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、」を削る。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第1条中野田市税賦課徴収条例附則第4条の改正規定及び次条第2項の規定は、平成3

0年1月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の野田市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第33条の2第4項の規定は、平成29年1月1日（以下「施行日」という。）以後に新条例第33条の2第2項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。

- 2 新条例附則第4条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 3 新条例附則第20条の5の規定は、施行日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。
- 4 新条例第33条の7第5項及び第34条第4項の規定は、施行日以後に新条例第33条の7第3項又は第34条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

## 提案理由

地方税法等の一部改正に伴い延滞金の計算期間及び特定一般用医薬品等購入費に係る医療費控除の特例に関する規定を整備するとともに、所得税法等の一部改正に伴い特例適用利子等及び特例適用配当等に係る課税の特例に関する規定を整備しようとするものである。

## 参考資料

### 野田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

#### ○ 野田市税賦課徴収条例（昭和25年野田市条例第27号）（第1条関係）

改 正 案	現 行
<p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第11条 納税者又は特別徴収義務者は、第30条、第33条の5、第33条の5の2若しくは第33条の5の5(第35条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第33条の6の4第1項(第33条の6の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第33条の7第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第35条の7、第48条、第67条第2項、第80条第1項若しくは第2項、第84条第2項、第87条、第126条第1項又は第150条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、<u>第2号</u>及び<u>第5号</u>において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、<u>第1号から第4号まで</u>に掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第80条第1項若しくは第2項の申告書又は第126条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) 第80条第1項若しくは第2項の申告書又は第126条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p>	<p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第11条 納税者又は特別徴収義務者は、第30条、第33条の5、第33条の5の2若しくは第33条の5の5(第35条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第33条の6の4第1項(第33条の6の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第33条の7第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第35条の7、第48条、第67条第2項、第80条第1項若しくは第2項、第84条第2項、第87条、第126条第1項又は第150条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号及び第2号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間について、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第33条の7第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)</u>、第80条第1項若しくは第2項の申告書又は第126条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) <u>第33条の7第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)</u>、第80条第1項若しくは第2項の申告書又は第126条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p>

(4) (略)

(5) 第33条の7第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。)当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第33条の7第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

(普通徴収に係る個人の市民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収)

第33条の2 普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書等又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の規定により閲覧し、その賦課した税額を変更し、若しくは賦課する必要を認めた場合には、既に第27条第1号ただし書若しくは第2号又は第28条の規定を適用して個人の市民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであった税額のうちその決定があった日までの納期に係る分(以下この条において「不足税額」という。)を追徴する。

2 前項の場合においては、不足税額をその決定があった日までの納期の数で除して得た額に第30条の各納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。次項及び第4項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

3 所得税の納税義務者が修正申告書(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があったことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。)を提出

(4) (略)

(普通徴収に係る個人の市民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収)

第33条の2 普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書等又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の規定によって閲覧し、その賦課した税額を変更し、若しくは賦課する必要を認めた場合においては、既に第27条第1号ただし書若しくは第2号又は第28条の規定を適用して個人の市民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであった税額のうちその決定があった日までの納期に係る分(以下次項において「不足税額」と総称する。)を追徴する。

2 前項の場合においては、不足税額をその決定があった日までの納期の数で除して得た額に第30条の各納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。次項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

3 所得税の納税義務者が修正申告書(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があったことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。)を提出

し、又は国の税務官署が所得税の更正(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があつた後にされた当該所得税に係る更正を除く。)をしたことに基因して、第30条の各納期限から1年を経過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し、又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から同項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を増加させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)をしたとき(国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を減少させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。)は、その追徴すべき不足税額(当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。)については、次に掲げる期間(令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を滞納金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 第30条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間
- (2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日(当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(法人の市民税の申告納付)

第33条の7 (略)

2 (略)

3 法第321条の8第22項に規定する申告書

し、又は国の税務官署が所得税の更正(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があつた後にされた当該所得税に係る更正を除く。)をしたことに基因して、第30条の各納期限から1年を経過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から第1項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。

(法人の市民税の申告納付)

第33条の7 (略)

2 (略)

3 法第321条の8第22項の申告書(同条第2

- (同条第 21 項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年 14.6 パーセント(申告書を提出した日(同条第 23 項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第 22 号の 4 様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 前項の場合において、法人が法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から 1 年を経過する日後に同条第 22 項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該 1 年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第 321 条の 8 第 23 項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
- 5 第 3 項の場合において、法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相
- 1 項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年 14.6 パーセント(申告書を提出した日(同条第 23 項の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第 22 号の 4 様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 前項の場合において、法人が法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から 1 年を経過する日後に同条第 22 項の申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該 1 年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第 321 条の 8 第 23 項の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

#### 6・7 (略)

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

#### 第34条 (略)

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出

#### 5・6 (略)

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

#### 第34条 (略)

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額についても同条第1項、第2項又は第4項の納期限によるものとする。なお、納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日

した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)による更正に係るものにあっては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

4 第2項の場合において、法第321条の8  
第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと)による更正に係るものにあっては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

#### 附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第4条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第26条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の5 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第25条及び第26条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項において「特例適用利子等の額」という。)に対し、特例適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第26条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

#### 附 則

第4条 削除

- (1) 第26条の2の規定の適用については、  
同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の5第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。
- (2) 第26条の5から第26条の7まで、第26条の8第1項並びに附則第5条第1項、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項前段、第26条の7、第26条の8第1項並びに附則第5条第1項、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の5第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第27条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の5第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第10項(同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項(同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項(同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項(同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。
- (4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の5第1項に規定する特例適用利子等の

額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等(次項において「特例適用配当等」という。)については、第25条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第26条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項(外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この項において「特例適用配当等の額」という。)に対し、特例適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第26条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第28条の2第1項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第28条の3第1項に規定する確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるとときを含む。)限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第26条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の5第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

(2) 第26条の5から第26条の7まで、第26条の8第1項並びに附則第5条第1項、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項の規定の適用については、第26条の

5 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 20 条の 5 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第 26 条の 6 第 1 項前段、第 26 条の 7、第 26 条の 8 第 1 項並びに附則第 5 条第 1 項、第 5 条の 3 第 1 項及び第 5 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 20 条の 5 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第 26 条の 6 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 20 条の 5 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第 27 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 20 条の 5 第 3 項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和 37 年法律第 144 号)第 7 条第 14 項(同法第 11 条第 10 項及び第 15 条第 16 項において準用する場合を含む。)に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(4) 附則第 3 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 20 条の 5 第 3 項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 20 条の 5 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 20 条の 6 所得割の納稅義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等については、第 25 条及び第 26 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額(以下この項において「条約適用利子等の額」という。)に対し、条約適用利子等の額(次項第 1 号の規定により読み替えられた第 26 条の 2 の規定の適用がある場合には、その

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 20 条の 5 所得割の納稅義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等については、第 25 条及び第 26 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額(以下この項において「条約適用利子等の額」という。)に対し、条約適用利子等の額(次項第 1 号の規定により読み替えられた第 26 条の 2 の規定の適用がある場合には、その

適用後の金額)に100分の5の税率から租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項に規定する限度税率(第3項において「限度税率」という。)を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第26条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の6第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(2) 第26条の5から第26条の7まで、第26条の8第1項並びに附則第5条第1項、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の6第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項前段、第26条の7、第26条の8第1項並びに附則第5条第1項、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の6第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の6第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第27条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の6第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあ

適用後の金額)に100分の5の税率から同法第3条の2の2第1項に規定する限度税率(第3項において「限度税率」という。)を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第26条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の5第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(2) 第26条の5から第26条の7まで、第26条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項前段、第26条の7、第26条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(3) 第27条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の5第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施特例法第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあ

るのと「山林所得金額並びに附則第 20 条の 6 第 1 項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 20 条の 6 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 12 項に規定する条約適用配当等(次項において「条約適用配当等」という。)については、第 25 条第 3 項及び第 4 項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、同条及び第 26 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 12 項に規定する条約適用配当等の額(以下この項において「条約適用配当等の額」といふ。)に対し、条約適用配当等の額(第 5 項第 1 号の規定により読み替えられた第 26 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に 100 分の 5 の税率から限度税率を控除して得た率に 5 分の 3 を乗じて得た率(当該納税義務者が租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 3 項の規定の適用を受ける場合には、100 分の 3 の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 (略)

- 5 第 3 項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第 26 条の 2 の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第 20 条の 6 第 3 項後段に規定する条約適用配当等の額」とする。
- (2) 第 26 条の 5 から第 26 条の 7 まで、第 26 条の 8 第 1 項並びに附則第 5 条第 1 項、第 5 条の 3 第 1 項及び第 5 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、第 26 条の 5 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 20 条の 6 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第 26 条の 6 第 1 項前段、第 26 条の 7、第 26 条の 8 第 1 項並びに附則第 5 条第 1 項、第 5 条の 3 第 1 項及び第 5 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 20 条の 6 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第 26 条の 6 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 20 条の 6 第 1 項」とする。

るのと「山林所得金額並びに附則第 20 条の 5 第 1 項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 20 条の 5 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 12 項に規定する条約適用配当等(次項において「条約適用配当等」という。)については、第 25 条第 3 項及び第 4 項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第 25 条及び第 26 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第 3 条の 2 の 2 第 12 項に規定する条約適用配当等の額(以下この項において「条約適用配当等の額」といふ。)に対し、条約適用配当等の額(第 5 項第 1 号の規定により読み替えられた第 26 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に 100 分の 5 の税率から限度税率を控除して得た率に 5 分の 3 を乗じて得た率(当該納税義務者が同法第 3 条の 2 の 2 第 3 項の規定の適用を受ける場合には、100 分の 3 の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 (略)

- 5 第 3 項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第 26 条の 2 の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第 20 条の 5 第 3 項に規定する条約適用配当等の額」とする。
- (2) 第 26 条の 5 から第 26 条の 7 まで、第 26 条の 8 第 1 項、附則第 5 条第 1 項、附則第 5 条の 3 第 1 項及び附則第 5 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、第 26 条の 5 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 20 条の 5 第 3 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 26 条の 6 第 1 項前段、第 26 条の 7、第 26 条の 8 第 1 項、附則第 5 条第 1 項、附則第 5 条の 3 第 1 項及び附則第 5 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 20 条の 5 第 3 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 26 条の 6 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 20 条の 6 第 1 項」とする。

の 6 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

- (3) 第 27 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 20 条の 6 第 3 項後段に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和 44 年法律第 46 号)第 3 条の 2 第 20 項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。
- (4) 附則第 3 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 20 条の 6 第 3 項後段に規定する条約適用配当等の額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 20 条の 6 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。
- 6 租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 項の規定の適用がある場合(第 3 項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第 26 条の 8 の規定の適用については、同条第 1 項中「又は同条第 6 項」とあるのは「若しくは附則第 20 条の 6 第 3 項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の第 28 条の 2 第 1 項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 28 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。)にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 項の規定及び法第 2 章第 1 節第 5 款の規定により配当割額を課されたとき、又は第 25 条第 6 項」と、同条第 3 項中「法第 37 条の 4」とあるのは「租税条約等実施特例

5 第 3 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第 26 条の 8 第 1 項中「第 25 条第 4 項」とあるのは「附則第 20 条の 5 第 4 項」とする。

- (3) 第 27 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 20 条の 5 第 3 項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第 3 条の 2 第 20 項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額」とする。

- (4) 附則第 3 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 20 条の 5 第 3 項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 20 条の 5 第 3 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

- 6 租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 項の規定の適用がある場合(第 3 項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第 26 条の 8 の規定の適用については、同条第 1 項中「又は同条第 6 項」とあるのは「若しくは附則第 20 条の 5 第 3 項に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の第 28 条の 2 第 1 項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 28 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。)にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 項の規定及び法第 2 章第 1 節第 5 款の規定により配当割額を課されたとき、又は第 25 条第 6 項」と、同条第 3 項中「法第 37 条の 4」とあるのは「租税条約等実施特例法第 3 条

法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。	の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。
---	-------------------------------------

○ 野田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成27年条例第39号)(第2条関係)

改 正 案	現 行
<b>附 則</b> (市たばこ税に関する経過措置) 第6条 (略) 2~6 (略) 7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、 <u>野田市賦課徴収条例第11条、第80条第4項及び第5項、第82条の2並びに第83条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u>	<b>附 則</b> (市たばこ税に関する経過措置) 第6条 (略) 2~6 (略) 7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、 <u>新条例第11条、第80条第4項及び第5項、第82条の2並びに第83条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u>
(略)	(略)
第11条第 3号	第80条第1項 若しくは第2 項の申告書又 は第126条第1 項の申告書で その提出期限
(略)	第33条の7第1 項の申告書 (法第321条の 8第22項及び 第23項の申告 書を除く。)、 第80条第1項 若しくは第2 項の申告書又 は第126条第1 項の申告書で その提出期限
(略)	(略)
8~14 (略)	8~14 (略)

議案第 2 号

野田市公告式条例の一部を改正する条例の制定について

野田市公告式条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年11月30日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市公告式条例の一部を改正する条例

野田市公告式条例（昭和27年野田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表野田市川間掲示場の項中

野田市中里556番地の2

を 野田市中里724番地の5 に改める。

附 則

この条例は、野田市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成28年野田市条例第27号）の施行の日から施行する。

## 提案理由

野田市川間公民館の改築に伴い、野田市川間掲示場の位置に関する規定を整備しようとするものである。

## 参考資料

### 野田市公告式条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

#### ○ 野田市公告式条例（昭和27年野田市条例第9号）

改 正 案	現 行																
<p>(公布) 第2条 (略) 2 条例の公布は、次に掲げる掲示場に掲示してこれを行う。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>野田市川間掲示場</td><td>野田市中里 724 番地の 5</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	位置	(略)		野田市川間掲示場	野田市中里 724 番地の 5	(略)		<p>(公布) 第2条 (略) 2 条例の公布は、次に掲げる掲示場に掲示してこれを行う。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>野田市川間掲示場</td><td>野田市中里 556 番地の 2</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	位置	(略)		野田市川間掲示場	野田市中里 556 番地の 2	(略)	
名称	位置																
(略)																	
野田市川間掲示場	野田市中里 724 番地の 5																
(略)																	
名称	位置																
(略)																	
野田市川間掲示場	野田市中里 556 番地の 2																
(略)																	

議案第 3 号

野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年11月30日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

野田市職員の退職手当に関する条例（昭和30年野田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「で退職した職員」を「で退職した職員（」に改め、同条第5項各号列記以外の部分中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第2号中「第37条の4第3項前段」を「第37条の4第3項」に改め、同条第6項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に、「うけない」を「受けない」に改め、同条第11項各号列記以外の部分中「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改め、同項第6号を次のように改める。

(6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第10条第15項中「規定は、」の次に「第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）及び」を加え、「これら」を「第7項又は第8項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 退職職員（退職した野田市職員の退職手当に関する条例第1条に規定する職員をいう。以下同じ。）であって、退職職員が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律

(平成28年法律第17号) 第2条の規定による改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当するものにつき、この条例による改正後の野田市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第10条第5項又は第6項の勤続期間を計算する場合における野田市職員の退職手当に関する条例第3条の規定の適用については、同条第1項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）の施行の日（以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。）前のある在職期間を有する者にあっては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間）」と、同条第2項中「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあっては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあっては、零））」とする。

3 新条例第10条第11項（第6号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であって求職活動に伴いこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、この条例による改正前の野田市職員の退職手当に関する条例（以下この項及び第5項において「旧条例」という。）第10条第11項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前1年以内に旧条例第10条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者であつて施行日以後に新条例第10条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつてないものを除く。）について適用し、退職職員であつて施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

4 新条例第10条第15項において準用する同条第11項（第4号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であつて施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する野田市職員の退職手当に関する条例第10条第11項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

5 施行日前に旧条例第10条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者（施行日以後に新条例第10条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。）に対する野田市職員の退職手当に関する条例第10条第11項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

## 提案理由

雇用保険法の一部改正に伴い、失業者の退職手当に関する規定を整備するとともに、併せて、用字用語の整備をしようとするものである。

## 参考資料

### 野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

#### ○ 野田市職員の退職手当に関する条例（昭和30年野田市条例第2号）

改 正 案	現 行
(失業者の退職手当) 第10条 勤続期間12月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。)にあっては、6月以上)で退職した職員(第5項又は第7項の規定に該当する者を除く。)であって、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を雇用保険法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間(当該期間内に妊娠、出産、育児その他規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、規則で定めるところにより市長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。)内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数(以下「待期日数」という。)を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。 (1)・(2) (略) 2~4 (略) 5 勤続期間6月以上で退職した職員(第7項の規定に該当する者を除く。)であって、そ	(失業者の退職手当) 第10条 勤続期間12月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。)にあっては、6月以上)で退職した職員第5項又は第7項の規定に該当する者を除く。)であって、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を雇用保険法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間(当該期間内に妊娠、出産、育児その他規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、規則で定めるところにより市長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。)内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数(以下「待期日数」という。)を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。 (1)・(2) (略) 2~4 (略) 5 勤続期間6月以上で退職した職員(第7項の規定に該当する者を除く。)であって、そ

の者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般的の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

(1) (略)

(2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間(第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。)を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額

6 勤続期間6月以上で退職した職員(第8項の規定に該当する者を除く。)であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般的の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

7~10 (略)

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金

の者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般的の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

(1) (略)

(2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間(第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。)を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項前段の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額

6 勤続期間6月以上で退職した職員(第8項の規定に該当する者を除く。)であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般的の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

7~10 (略)

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金

額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(5) (略)

(6) 求職活動に伴い雇用保険法第 59 条第 1 項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第 2 項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

12～14 (略)

15 第 11 項の規定は、第 5 項又は第 6 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(第 5 項又は第 6 項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して 1 年を経過していないものを含む。)及び第 7 項又は第 8 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(第 7 項又は第 8 項の規定による退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して 6 箇月を経過していないものを含む。)について準用する。この場合において、第 11 項中「次の各号」とあるのは「第 4 号から第 6 号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは、「就業促進手当」と読み替えるものとする。

16・17 (略)

額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は広域求職活動費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(5) (略)

(6) 公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする者 雇用保険法第 59 条第 2 項に規定する広域求職活動費の額に相当する金額

12～14 (略)

15 第 11 項の規定は、第 7 項又は第 8 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(これらの規定による退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して 6 箇月を経過していないものを含む。)について準用する。この場合において、第 11 項中「次の各号」とあるのは「第 4 号から第 6 号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは、「就業促進手当」と読み替えるものとする。

16・17 (略)

議案第 4 号

野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正す  
る条例を次のように定める。

平成28年11月30日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例

野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和63年野  
田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1就業相談員の項を削る。

別表第2中

防犯推進員
就業相談員

を

防犯推進員

に改める。

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

## 提案理由

野田市無料職業紹介所の体制の見直しにより就業相談員の設置を廃止することから特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する規定を整備しようとするものである。

参考資料

野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案  
新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

- 野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和63年野田市条例第3号）

改 正 案		現 行	
別表第1(第2条第1項)		別表第1(第2条第1項)	
区分	報酬額	区分	報酬額
(略)		(略)	
(削る。)		就業相談員	月額 99,500円
(略)		(略)	
備考 (略)		備考 (略)	
別表第2(第5条第1項)		別表第2(第5条第1項)	
職員	費用弁償	職員	費用弁償
(略)		(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)
防犯推進員		防犯推進員	
(略)	(略)	就業相談員	(略)
(略)		(略)	

議案第 5 号

野田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

野田市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年11月30日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市手数料条例の一部を改正する条例

野田市手数料条例（昭和51年野田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表の7の20の項(1)中「この項において」を削り、「認められたもの」を「認められたものその他これらに類するものとして市長が定めるものである場合」に改め、同項(2)中「登録建築物調査機関等により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの以外のもの」を「その他の場合」に改め、同項(2)のエを次のように改める。

エ 非住宅建築物

(ア) モデル建物法による場合

- (i) 建築物の延べ面積が300平方メートル以下のもの 85,000円  
(ii) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超えるもの 142,000円

(イ) その他の場合

- (i) 建築物の延べ面積が300平方メートル以下のもの 255,000円  
(ii) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超えるもの 407,000円

別表の7の20の項備考の(4)のア及びイを次のように改める。

ア モデル建物法による場合

- (ア) 300平方メートル以下の場合 85,000円  
(イ) 300平方メートルを超える場合 142,000円

イ その他の場合

- (ア) 300平方メートル以下の場合 255,000円  
(イ) 300平方メートルを超える場合 407,000円

別表の7の20の項備考中(5)を(6)とし、(4)の次に次のように加える。

(5) モデル建物法とは、申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合することを確認する計算方法として市長が定めるものをいう。

別表の7に次のように加える。

22 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成27年法律第53号) 第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	<p>(1) 登録建築物調査機関等により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものその他これに類するものとして市長が定めるものである場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 一戸建ての住宅 5,000円</p> <p>イ 共同住宅等及び複合建築物（住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものに限る。）</p> <p>（ア）認定申請対象住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 10,000円</p> <p>（イ）認定申請対象住戸の床面積の合計が300平方メートル以上のもの 20,000円</p> <p>ウ 共同住宅等（住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。）</p> <p>（ア）建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの 10,000円</p> <p>（イ）建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの 20,000円</p> <p>エ 非住宅建築物</p> <p>（ア）建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの 10,000円</p> <p>（イ）建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの 26,000円</p> <p>（2）その他の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、</p>
---	--

それぞれ次に定める金額

ア 一戸建ての住宅

(ア) 建築物の延べ面積が200平方メートル未満のもの 34,000円

(イ) 建築物の延べ面積が200平方メートル以上のもの 37,000円

イ 共同住宅等及び複合建築物（住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものに限る。）

(ア) 認定申請対象住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 67,000円

(イ) 認定申請対象住戸の床面積の合計が300平方メートル以上のもの 112,000円

ウ 共同住宅等（住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。）

(ア) 建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの 67,000円

(イ) 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの 112,000円

エ 非住宅建築物

(ア) モデル建築物基準Aによる場合

(イ) 建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの 85,000円

(ロ) 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの 142,000円

(ハ) その他の場合

(イ) 建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの 221,000円

(ロ) 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの 358,000円

備考

	<p>(1) モデル建築物基準Aとは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第8条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。</p> <p>(2) 複合建築物（住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。）の場合は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分については、共同住宅等（住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。）と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして算定した場合の当該手数料の金額に相当する金額の合計額とする。</p> <p>(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定に基づく建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出が併せてある場合は、当該審査の申出に係る1の項に規定する金額を加えた金額とする。</p>
23 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	<p>22の項の右欄の区分に応じ、それぞれ定める金額に2分の1を乗じて得た金額</p> <p>備考 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法30条2項の規定に基づく建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出が併せてある場合は、当該審査の申出に係る1の項に規定する金額を加えた金額とする。</p>
24 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	(1) 登録建築物調査機関等により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合して

第36条第1項の  
規定に基づく建築  
物のエネルギー消  
費性能に係る認定  
の申請に対する審  
査

いると認められたものその他これに類するものとして市長が定めるものである場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 一戸建ての住宅 5,000円

イ 共同住宅等

(ア) 建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの 10,000円

(イ) 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの 20,000円

ウ 非住宅建築物

(ア) 建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの 10,000円

(イ) 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの 26,000円

(2) その他の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 一戸建ての住宅

(ア) 仕様基準による場合

(イ) 建築物の延べ面積が200平方メートル未満のもの 17,000円

(ロ) 建築物の延べ面積が200平方メートル以上のもの 19,000円

(イ) その他の場合

(イ) 建築物の延べ面積が200平方メートル未満のもの 34,000円

(ロ) 建築物の延べ面積が200平方メートル以上のもの 37,000円

イ 共同住宅等

(ア) 仕様基準による場合

(i) 建築物の延べ面積が 300 平方メートル  
未満のもの 32,000 円

(ii) 建築物の延べ面積が 300 平方メートル  
以上のもの 56,000 円

(イ) その他の場合

(i) 建築物の延べ面積が 300 平方メートル  
未満のもの 67,000 円

(ii) 建築物の延べ面積が 300 平方メートル  
以上のもの 112,000 円

ウ 非住宅建築物

(ア) モデル建築物基準Bによる場合

(i) 建築物の延べ面積が 300 平方メートル  
未満のもの 85,000 円

(ii) 建築物の延べ面積が 300 平方メートル  
以上のもの 142,000 円

(イ) その他の場合

(i) 建築物の延べ面積が 300 平方メートル  
未満のもの 221,000 円

(ii) 建築物の延べ面積が 300 平方メートル  
以上のもの 358,000 円

備考

(1) モデル建築物基準Bとは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準をいう。

(2) 仕様標準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。

(3) 複合建築物の場合は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分については共同住宅等と、非住宅部分について

は非住宅建築物とそれぞれみなして算定した場合の当該手数料の金額に相当する金額の合計額とする。

#### 附 則

この条例は、平成29年2月1日から施行する。ただし、別表の7の20の項の改正規定は、公布の日から施行する。

## 提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行及び低炭素建築物新築等計画の認定について簡易な評価方法が認められたことに伴い、建築関係手数料の規定を整備しようとするものである。

## 参考資料

野田市手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

### ○ 野田市手数料条例（昭和51年野田市条例第4号）

改 正 案	現 行
別表(第2条第1項) 1~6 (略) 7 建築関係手数料	別表(第2条第1項) 1~6 (略) 7 建築関係手数料
手数料の種類 金額(計算単位の定めのあるものについては、その計算単位についての金額とし、その他のものについては、1件についての金額とする。) (略)	手数料の種類 金額(計算単位の定めのあるものについては、その計算単位についての金額とし、その他のものについては、1件についての金額とする。) (略)
20 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査  (1) エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項に規定する登録建築物調査機関(申請に係る建築物が、住宅の用途のみに供する建築物又は住戸の部分のみを認定の申請の対象とする複合建築物である場合にあっては、同項に規定する登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関。以下「登録建築物調査機関等」という。)により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものその他これらに類するものとして市长が定めるものである場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア～オ (略) (2) <u>その他の場合</u> 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  ア～ウ (略) エ 非住宅建築物 (ア) モデル建物法による	20 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査  (1) エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項に規定する登録建築物調査機関(申請に係る建築物が、住宅の用途のみに供する建築物又は住戸の部分のみを認定の申請の対象とする複合建築物である場合にあっては、同項に規定する登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関。以下この項において「登録建築物調査機関等」という。)により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  ア～オ (略) (2) <u>登録建築物調査機関等により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの以外のもの</u> 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア～ウ (略) エ 非住宅建築物 (ア) 建築物の延べ面積

	<p><u>場合</u></p> <p>(i) 建築物の延べ面積が 300 平方メートル以下のもの 85,000 円</p> <p>(ii) 建築物の延べ面積が 300 平方メートルを超えるもの 142,000 円</p> <p>(イ) その他の場合</p> <p>(i) 建築物の延べ面積が 300 平方メートル以下のもの 255,000 円</p> <p>(ii) 建築物の延べ面積が 300 平方メートルを超えるもの 407,000 円</p>	<p>が 300 平方メートル以下ものの 255,000 円</p> <p>(イ) 建築物の延べ面積が 300 平方メートルを超えるもの 407,000 円</p>
オ (略)		
備考		
	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 非住宅部分認定費 相当額Bとは、申請に係る建築物の住宅以外の用途に供される部分の床面積の合計が、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める金額をいう。</p> <p>ア モデル建物法による場合</p> <p>(ア) 300 平方メートル以下の場合 85,000 円</p> <p>(イ) 300 平方メートルを超える場合 142,000 円</p> <p>イ その他の場合</p> <p>(ア) 300 平方メートル以下の場合 255,000 円</p> <p>(イ) 300 平方メートルを超える場合 407,000 円</p> <p>(5) モデル建物法とは、申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が、都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項第 1 号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合すること</p>	<p>オ (略)</p> <p>備考</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 非住宅部分認定費 相当額Bとは、申請に係る建築物の住宅以外の用途に供される部分の床面積の合計が、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める金額をいう。</p> <p>ア 300 平方メートル以下の場合 255,000 円</p> <p>イ 300 平方メートルを超える場合 407,000 円</p>

	<p><u>を確認する計算方法として市長が定めるものをいう。</u></p> <p>(6) (略)</p>	
	(略)	(5) (略)
22 建築物の エネルギー 消費性能の 向上に関する 法律(平成 27年法律第 53号)第29 条第1項の 規定に基づ く建築物エ ネルギー消 費性能向上 計画の認定 の申請に対 する審査	<p>(1) 登録建築物調査機関等 により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものその他これに類するものとして市長が定めるものである場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 一戸建ての住宅 5,000円</p> <p>イ 共同住宅等及び複合建築物(住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものに限る。)</p> <p>(ア) 認定申請対象住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 10,000円</p> <p>(イ) 認定申請対象住戸の床面積の合計が300平方メートル以上のもの 20,000円</p> <p>ウ 共同住宅等(住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。)</p> <p>(ア) 建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの 10,000円</p> <p>(イ) 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの 20,000円</p> <p>エ 非住宅建築物</p> <p>(ア) 建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの 10,000円</p> <p>(イ) 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの 26,000円</p> <p>(2) その他の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 一戸建ての住宅</p> <p>(ア) 建築物の延べ面積が200平方メートル未満のもの 34,000円</p>	(略)

	(イ) 建築物の延べ面積 が 200 平方メートル以 上のもの 37,000 円
イ 共同住宅等及び複合 建築物(住戸の部分のみ を認定の申請の対象と するものに限る。)	(ア) 認定申請対象住戸 の床面積の合計が 300 平方メートル未満の もの 67,000 円
	(イ) 認定申請対象住戸 の床面積の合計が 300 平方メートル以上の もの 112,000 円
ウ 共同住宅等(住戸の部 分のみを認定の申請の 対象とするものを除 く。)	(ア) 建築物の延べ面積 が 300 平方メートル未 満のもの 67,000 円
	(イ) 建築物の延べ面積 が 300 平方メートル以 上のもの 112,000 円
エ 非住宅建築物	(ア) モデル建築物基準 Aによる場合 (i) 建築物の延べ面 積が 300 平方メート ル未満のもの 85,000 円 (ii) 建築物の延べ面 積が 300 平方メートル 以上のもの 142,000 円
	(イ) その他の場合 (i) 建築物の延べ面 積が 300 平方メート ル未満のもの 221,000 円 (ii) 建築物の延べ面 積が 300 平方メートル 以上のもの 358,000 円
備考	(1) モデル建築物基準 Aとは、建築物エネルギー消費性能基準等 を定める省令(平成 28 年経済産業省・国土交 通省令第 1 号)第 8 条 第 1 号イ(2)及びロ(2) に定める基準をいう。

	<p>(2) 複合建築物(住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。)の場合は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分については、共同住宅等(住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。)と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして算定した場合の当該手数料の金額に相当する金額の合計額とする。</p> <p>(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定に基づく建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出が併せてある場合は、当該審査の申出に係る1の項に規定する金額を加えた金額とする。</p>
23 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	<p>22の項の右欄の区分に応じ、それぞれ定める金額に2分の1を乗じて得た金額</p> <p><u>備考</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p>
24 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づ	<p>(1) 登録建築物調査機関等により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認められたものそ</p>

く建築物の  
エネルギー  
消費性能に  
係る認定の  
申請に対す  
る審査

<p>の他これに類するものと して市長が定めるもので ある場合 次に掲げる建 築物の区分に応じ、それぞ れ次に定める金額</p> <p>ア 一戸建ての住宅 5,000円</p> <p>イ 共同住宅等</p> <p>(ア) 建築物の延べ面積 が 300 平方メートル未 満のもの 10,000円</p> <p>(イ) 建築物の延べ面積 が 300 平方メートル以 上のもの 20,000円</p> <p>ウ 非住宅建築物</p> <p>(ア) 建築物の延べ面積 が 300 平方メートル未 満のもの 10,000円</p> <p>(イ) 建築物の延べ面積 が 300 平方メートル以 上のもの 26,000円</p> <p>(2) その他の場合 次に掲 げる建築物の区分に応じ、 それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 一戸建ての住宅</p> <p>(ア) 仕様基準による場 合</p> <p>(i) 建築物の延べ面 積が 200 平方メート ル未満のもの 17,000 円</p> <p>(ii) 建築物の延べ面 積が 200 平方メート ル以上のもの 19,000 円</p> <p>(イ) その他の場合</p> <p>(i) 建築物の延べ面 積が 200 平方メート ル未満のもの 34,000 円</p> <p>(ii) 建築物の延べ面 積が 200 平方メート ル以上のもの 37,000 円</p> <p>イ 共同住宅等</p> <p>(ア) 仕様基準による場 合</p> <p>(i) 建築物の延べ面 積が 300 平方メート ル未満のもの 32,000 円</p> <p>(ii) 建築物の延べ面 積が 300 平方メート ル以上のもの 56,000</p>
---

円

(i) その他の場合

(i) 建築物の延べ面  
積が 300 平方メート  
ル未満のもの 67,000

円

(ii) 建築物の延べ面  
積が 300 平方メート  
ル以上のもの 112,000

円

ウ 非住宅建築物

(ア) モデル建築物基準

Bによる場合

(i) 建築物の延べ面  
積が 300 平方メート  
ル未満のもの 85,000

円

(ii) 建築物の延べ面  
積が 300 平方メート  
ル以上のもの 142,000

円

(イ) その他の場合

(i) 建築物の延べ面  
積が 300 平方メート  
ル未満のもの 221,000

円

(ii) 建築物の延べ面  
積が 300 平方メート  
ル以上のもの 358,000

円

備考

(1) モデル建築物基準

Bとは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号口に定める基準をいう。

(2) 仕様標準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。

(3) 複合建築物の場合は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分については共同住宅等と、非住宅部分について非住宅建築物とそれみなして算定した場合の当該手数料の金額に相

当する金額の合計額  
とする。

8~11 (略)

8~11 (略)

議案第 6 号

野田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

野田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年11月30日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第　　号

野田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

野田市国民健康保険税条例（昭和43年野田市条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第15項を附則第17項とし、附則第12項から附則第14項までを2項ずつ繰り下げ、附則第11項の次に次の2項を加える。

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

1 2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第22条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第22条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

1 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配

当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第22条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第22条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

##### （適用区分）

2 この条例による改正後の野田市国民健康保険税条例附則第12項及び第13項の規定は、平成29年1月1日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

## 提案理由

所得税法等の一部改正に伴い、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例に関する規定を整備しようとするものである。

参考資料

野田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市国民健康保険税条例（昭和43年野田市条例第26号）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p><u>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</u></p> <p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第22条において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第22条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p><u>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</u></p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」と</p>	<p>附 則</p>

あるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第22条において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第22条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

14~17 (略)

12~15 (略)

議案第 7 号

野田市農業委員会に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

野田市農業委員会に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年11月30日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市農業委員会に関する条例等の一部を改正する条例

(野田市農業委員会に関する条例の一部改正)

第1条 野田市農業委員会に関する条例（昭和32年野田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「関し」の次に「必要な事項を」を加え、「ことを目的」を「もの」に改める。

第2条中「選挙による」を削り、「20人」を「13人」に改める。

第3条を次のように改める。

(農地利用最適化推進委員の定数)

第3条 野田市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数は、14人とする。

別表を削る。

(野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和63年野田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1農業委員会の項中

「

選挙による委員	月額 66,000円
選任による委員	月額 54,000円

を

」

「

委員	月額 60,000円
農地利用最適化推進委員	月額 55,000円

に改める。

」

(証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第3条 証人等の実費弁償に関する条例（平成3年野田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第29条第4項」を「第35条第4項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項の規定によりなお従前の例により在任するものとされた野田市農業委員会の委員の任期満了の日（選挙による委員の全員が全てなくなったときは、そのなくなった日）までの間の当該委員の定数及び報酬については、第1条の規定による改正後の野田市農業委員会に関する条例第2条の規定及び第2条の規定による改正後の野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 提案理由

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する規定を整備するほか、所要の改正を行おうとするものである。

参考資料

野田市農業委員会に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市農業委員会に関する条例（昭和32年野田市条例第23号）（第1条関係）

改 正 案	現 行									
<u>(趣旨)</u> 第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)の規定に基づき、野田市農業委員会の組織等に關し <u>必要な事項を定めるものとする。</u> <u>(委員の定数)</u> 第2条 野田市農業委員会の委員の定数は、 <u>13人</u> とする。 <u>(農地利用最適化推進委員の定数)</u> 第3条 野田市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数は、 <u>14人</u> とする。	<u>(規定の形式)</u> 第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)の規定に基づき、野田市農業委員会の組織等に關し定めることを目的とする。 <u>(委員の定数)</u> 第2条 野田市農業委員会の <u>選挙による</u> 委員の定数は、 <u>20人</u> とする。 <u>(選挙区及び選挙区別の定数)</u> 第3条 野田市農業委員会委員の選挙について選挙区を設ける。 2 前項に規定する選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数は、別表のとおりとする。 別表(第3条第2項)									
(削る。)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>選挙区 名</th><th>区域</th><th>選挙すべき委員の数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1選挙区</td><td>野田、上花輪、中野台、清水、堤台、中野台鹿島町、上花輪、新町、清水公園東一丁目、清水公園東二丁目、桜の里一丁目、桜の里二丁目、桜の里三丁目、つつみ野一丁目、つつみ野二丁目、岩名、五木、谷津、吉春、蕃昌新田、座生、五木新田、七光台、岩名一丁目、岩名二丁目、五木新町、春日町、谷吉、泉三丁目、光葉町一丁目、光葉町二丁目、光葉町三丁目、船形、中里、尾崎、尾崎台、東金野井、長谷、小山、蓮打、日の出町、泉一丁目、泉二丁目</td><td>6人</td></tr> <tr> <td>第2選挙区</td><td>目吹、金杉、鶴奉、柳沢新田、宮崎新田、横内、中根新田、大殿井、山崎、今上、桜台、花井新田、堤根新田、山崎貝塚町、山崎梅の台、花井一丁目、みずき一丁目、みずき二丁目、みずき三丁目、みずき四丁目、桜木、下三ヶ尾、三ツ堀、瀬戸、瀬戸上灰毛、木野崎、上三ヶ尾、二ツ塚、西三ヶ尾、大青田飛地</td><td>7人</td></tr> </tbody> </table>	選挙区 名	区域	選挙すべき委員の数	第1選挙区	野田、上花輪、中野台、清水、堤台、中野台鹿島町、上花輪、新町、清水公園東一丁目、清水公園東二丁目、桜の里一丁目、桜の里二丁目、桜の里三丁目、つつみ野一丁目、つつみ野二丁目、岩名、五木、谷津、吉春、蕃昌新田、座生、五木新田、七光台、岩名一丁目、岩名二丁目、五木新町、春日町、谷吉、泉三丁目、光葉町一丁目、光葉町二丁目、光葉町三丁目、船形、中里、尾崎、尾崎台、東金野井、長谷、小山、蓮打、日の出町、泉一丁目、泉二丁目	6人	第2選挙区	目吹、金杉、鶴奉、柳沢新田、宮崎新田、横内、中根新田、大殿井、山崎、今上、桜台、花井新田、堤根新田、山崎貝塚町、山崎梅の台、花井一丁目、みずき一丁目、みずき二丁目、みずき三丁目、みずき四丁目、桜木、下三ヶ尾、三ツ堀、瀬戸、瀬戸上灰毛、木野崎、上三ヶ尾、二ツ塚、西三ヶ尾、大青田飛地	7人
選挙区 名	区域	選挙すべき委員の数								
第1選挙区	野田、上花輪、中野台、清水、堤台、中野台鹿島町、上花輪、新町、清水公園東一丁目、清水公園東二丁目、桜の里一丁目、桜の里二丁目、桜の里三丁目、つつみ野一丁目、つつみ野二丁目、岩名、五木、谷津、吉春、蕃昌新田、座生、五木新田、七光台、岩名一丁目、岩名二丁目、五木新町、春日町、谷吉、泉三丁目、光葉町一丁目、光葉町二丁目、光葉町三丁目、船形、中里、尾崎、尾崎台、東金野井、長谷、小山、蓮打、日の出町、泉一丁目、泉二丁目	6人								
第2選挙区	目吹、金杉、鶴奉、柳沢新田、宮崎新田、横内、中根新田、大殿井、山崎、今上、桜台、花井新田、堤根新田、山崎貝塚町、山崎梅の台、花井一丁目、みずき一丁目、みずき二丁目、みずき三丁目、みずき四丁目、桜木、下三ヶ尾、三ツ堀、瀬戸、瀬戸上灰毛、木野崎、上三ヶ尾、二ツ塚、西三ヶ尾、大青田飛地	7人								

	第3選 舉区	関宿台町、関宿江戸町、関宿7人 町、関宿元町、関宿内町、関宿三軒家、平成、平井、東宝珠花、次木、親野井、古布内、桐ヶ作、柏寺、新田戸、中戸、東高野、西高野、関宿江戸町飛地、関宿元町飛地、はやま、中戸谷津、木間ヶ瀬、岡田、丸井、岡田新田、木間ヶ瀬新田
	備考	いわゆる飛地などについては、その区域を囲による区域に属するものとみなす。

- 野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和63年野田市条例第3号）（第2条関係）

改 正 案		現 行	
別表第1(第2条第1項)		別表第1(第2条第1項)	
区分	報酬額	区分	報酬額
(略)		(略)	
農業	(略)	農業	(略)
委員会	委員 月額 60,000円	委員選挙による委員 月額 66,000円	
	農地利用最適化推進 月額 55,000円	選任による委員 月額 54,000円	
委員			
(略)		(略)	
備考 (略)		備考 (略)	

- 証人等の実費弁償に関する条例（平成3年野田市条例第1号）（第3条関係）

改 正 案		現 行	
(目的)		(目的)	
第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第207条、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第212条第3項及び農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第35条第4項の規定に基づき、市議会、市選挙管理委員会及び公聴会等に出頭又は参加した者(以下「証人等」という。)の実費弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。		第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第207条、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第212条第3項及び農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第29条第4項の規定に基づき、市議会、市選挙管理委員会及び公聴会等に出頭又は参加した者(以下「証人等」という。)の実費弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。	

議案第 8 号

野田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

野田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正す  
る条例を次のように定める。

平成28年11月30日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部  
を改正する条例

野田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成6年野田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第2次木親野井地区地区整備計画区域の項センター地区B、沿道地区（第2種住居地域の地区）及び工業地区の目中「第2条第1項第7号及び第8号」を「第2条第1項第4号及び第5号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正による野田都市計画次木親野井地区地区計画の変更に伴い、建築物の用途の制限に係る規定を整備しようとするものである。

参考資料

野田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案  
新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

- 野田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成6年野田市条例第17号)

改 正 案			現 行		
別表第2(第5条)			別表第2(第5条)		
(ア)	(イ)	(ウ)	(ア)	(イ)	(ウ)
区域 の名 称	地区の 名称	建築物の用途の制限	区域 の名 称	地区の 名称	建築物の用途の制限
(略)			(略)		
次木	(略)		次木	(略)	
親野	セン1~5	(略)	親野	セン1~5	(略)
井地	タ一地6	風俗営業等の規制及び業務 の適正化等に関する法律第2 条第1項第4号及び第5号に 規定する営業に供するもの	井地	タ一地6	風俗営業等の規制及び業務 の適正化等に関する法律第2 条第1項第7号及び第8号に 規定する営業に供するもの
区 整 備 計 画 区 域	区B	(略)	区 整 備 計 画 区 域	区B	(略)
沿道地	1~5	(略)	沿道地	1~5	(略)
区(第26種住居 地域の 地区)	風俗営業等の規制及び業務 の適正化等に関する法律第2 条第1項第4号及び第5号並 びに第33条第1項に規定す る営業に供するもの	区(第26種住居 地域の 地区)	風俗営業等の規制及び業務 の適正化等に関する法律第2 条第1項第7号及び第8号並 びに第33条第1項に規定す る営業に供するもの	(略)	(略)
工業地	1~3	(略)	工業地	1~3	(略)
区	4	風俗営業等の規制及び業務 の適正化等に関する法律第2 条第1項第4号及び第5号並 びに第33条第1項に規定す る営業に供するもの	区	4	風俗営業等の規制及び業務 の適正化等に関する法律第2 条第1項第7号及び第8号並 びに第33条第1項に規定す る営業に供するもの
(略)			(略)		